

議 案 第 80 号

松戸市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

松戸市消防長及び消防署長の資格を定める条例を別紙のように定める。

平成26年2月21日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による消防組織法の改正に伴い、消防長及び消防署長の資格を定める条例を制定する必要があるため。

## 松戸市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次のとおりとする。

- (1) 松戸市消防職員として消防事務に従事した者で、松戸市の消防署長の職その他これと同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 松戸市の行政事務に従事した者で、松戸市行政組織条例（平成24年松戸市条例第24号）第1条に掲げる部の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、松戸市消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。